

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和8年度農林水産関係予算のポイント －新基本計画策定後の初の予算－
著者 / 所属	日比 規雄 / 農林水産委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	481号
刊行日	2026-3-3
頁	108-119
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20260303.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

令和8年度農林水産関係予算のポイント

— 新基本計画策定後の初の予算 —

日比 規雄

(農林水産委員会調査室)

《要旨》

令和8年度農林水産関係予算は、令和7年4月策定の「食料・農業・農村基本計画」を踏まえ、農業構造転換集中対策を着実に実施しつつ、食料安全保障の強化、農業の持続的な発展、農村の振興、環境と調和のとれた食料システムの確立等に向けた政策を推進し、農林水産業の持続可能な成長を実現するため、2兆2,956億円（うち農業構造転換集中対策494億円）を計上し、前年度比で250億円増となった。

1. はじめに

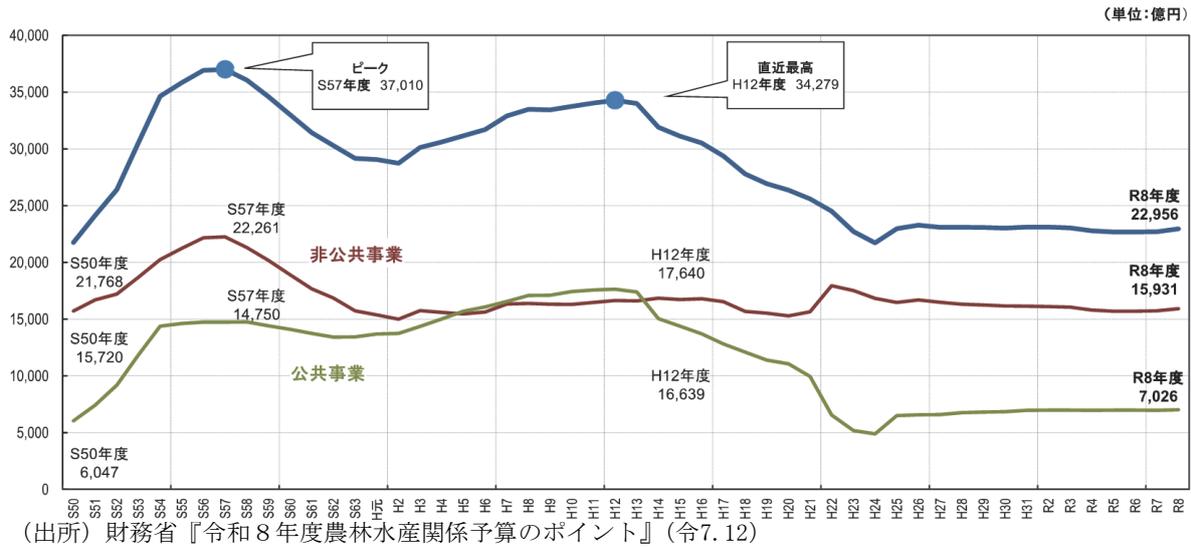
令和8年度農林水産関係予算（以下「8年度予算」という。）は、政府の予算編成の基本方針¹に基づき編成された。8年度予算の総額は、2兆2,956億円（前年度比250億円増）で3年連続の増額となり、内訳は、非公共事業費が1兆5,931億円（同190億円増）、公共事業費が7,026億円（同60億円増）となった（図表1）。

政府は、令和6年5月に改正された「食料・農業・農村基本法」（平成11年法律第106号。以下「改正基本法」という。）を受けて、令和7年4月に「食料・農業・農村基本計画」（以下「新基本計画」という。）を策定し、改正基本法で掲げる5つの基本理念「食料安全保障の確保」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「多面的機能の発揮」、「農業の持続的な発展」、「農村の振興」に基づき、我が国の食料・農業・農村を維持・発展させるための施策の方向性を具体化した。これら新基本計画に示された施策の推進等に必要な予算として、8年度予算は、令和7年度農林水産関係補正予算（以下「7年度補正予算」という。）と一体として編成された。

本稿では、この8年度予算に計上された主要な施策を紹介するとともに、必要に応じて7年度補正予算についても言及する。

¹ 『令和8年度予算編成の基本方針』（令7.12.9閣議決定）

図表 1 農林水産関係予算の推移



2. 農業関係予算の主要事項

(1) 食料安全保障の強化

ア 農業構造転換集中対策

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2024」(令和6年6月閣議決定)において、改正基本法が四半世紀ぶりに改正されたことを受け、令和7～11年度の初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進めることとした。そして、「経済財政運営と改革の基本方針2025」(令和7年6月閣議決定)において、新基本計画に基づき、コストの徹底的な低減に向けた農地の大区画化や共同利用施設の再編・集約化、スマート技術の開発と生産方式の転換・実装、輸出産地の育成を集中的・計画的に推進できるよう、機動的・弾力的な対応により別枠で必要・十分な予算を確保し、施策の充実強化・見直しを行うこととした。

これを受け、今般の予算では、「農業構造転換集中対策」に8年度予算494億円、7年度補正予算2,410億円が計上された。そして、「農業農村整備(農地の大区画化等)」、「共同利用施設の再編集約・合理化」に係る地方負担については、令和8年度より特別の地方債の発行を認める²ことで、地方自治体又は事業者の負担軽減を図ることとしている。なお、政府は、農業構造転換集中対策の予算規模を5年で2.5兆円(国費1.3兆円)と見込み³、8年度予算では、財源として「日本中央競馬会(JRA)からの臨時・特例措置250億円も活用」するとしており、関連法案が本年の国会に提出される予定である⁴。

※農業構造転換集中対策は、関連政策と一体的に実施される。「農地の大区画化等」は(2)ウ、「共同利用施設の再編集約・合理化」は(1)ウ、「スマート農業技術の開発・導入等」は(2)イ、「輸出産地の育成」は(1)キを参照のこと。

² 総務省『令和8年度地方財政対策の概要』(令7.12.26)、『日本農業新聞』(令7.12.27)

³ 財務省『令和8年度予算のポイント』(令7.12.26)。なお、6年度補正予算から8年度予算までの合計は4,142億円とされる(『日本農業新聞』(令7.12.27))。

⁴ 農林水産省『令和8年度農林水産関係予算の重点事項』(令7.12.26)。農林水産省は、JRAから令和11年度までの4年間で総額1,000億円を国庫納付させる方針であるとされる(『読売新聞』(令7.12.25))。

イ 食料の安定供給の確保

(ア) 米の安定供給に向けた環境整備

新基本計画では、農業者の急速な減少や高齢化が見込まれる中、人・農地等の資源をフル活用した食料自給力の確保が必要であるとした。そして、米の生産について、需要に応じた生産を推進し、主食である米の需給と価格の安定を図るためには、生産コストの抜本的な低減とともに、中食・外食ニーズへの対応等が必要であるとした。

そこで今般の予算では、新たに「米穀等安定生産・需要開拓総合対策事業」に8年度予算15億円、7年度補正予算24億円を計上し、安定的な種子の生産・供給体制の構築に向けた取組や、米粉の特徴を活かした商品開発・製造、米の輸出拡大を図る取組等への支援を行うこととした。また、民間主導の米の周年供給・需要拡大等に対する取組を支援する「米穀周年供給・需要拡大支援事業」（8年度予算50億円）で、民間備蓄⁵の本格導入に向けた運用を検討するための実証的な取組を支援することとした。

(イ) 海外依存度の高い品目の生産拡大の推進

国土が狭く、農地面積が限られている我が国において、国民の主食である米を安定供給するとともに、水田が有する水源涵養機能や洪水防止機能等の多面的機能を維持していくためには、その有効活用が重要である。

そこで今般の予算では、「水田活用の直接支払交付金」（以下「水活交付金」という。）に8年度予算2,612億円を計上し、飼料用米、麦、大豆等の国産需要のある作物の本作化を進めるとともに、地域の特色ある魅力的な製品の産地づくりに向けた取組への支援を行うこととした。なお、新基本計画において、水活交付金は、令和9年度以降は、作物ごとの生産性向上等への支援に転換する方向が示されている。

ウ 共同利用施設の整備支援

カントリーエレベータや選果場など、農産物の調製保管や加工、流通を支える共同利用施設は、一般的に耐用年数が約30～50年であるところ、約7割が30年以上前に設置された施設となっている。また、農業者の減少に伴う施設稼働率の低下や、経年劣化・旧式化に伴う施設・設備の稼働経費の負担拡大及び利用者負担の増加が発生している。各産地では、利用者拡大に向けて必要な修繕・更新を実施しながら運営しているが、今後、老朽化の更なる進行が見込まれている。新基本計画では、産地の実態を踏まえた、修繕・更新に係る実践的な計画の策定及びその実施体制の構築等を行い、老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化を促進することとした。

そこで今般の予算では、「共同利用施設の整備支援⁶」に8年度予算338億円、7年度補

⁵ 政府は、令和7年11月に「米の安定供給に係る短期的な対応策」を決定し、生産量の減少以外の不足要因にも対応できるよう、食糧法（主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号））を改正し、備蓄の定義（目的）を見直すとともに、その水準について、政府備蓄・民間備蓄の制度設計も踏まえつつ、検討することとした。これを受け、農林水産省は、一定規模以上の流通事業者に対して、基準量以上の米穀の保有を義務付けるとともに、供給が不足等する場合に、事業者に放出の指示を行い、その保有量を取り崩して市場に供給することとする等の民間備蓄制度を創設する方向を示した（農林水産省『「米の安定供給に係る短期的な対応策」を踏まえた食糧法見直しの方向について』（令7.12)）。

⁶ 具体的には、育苗施設、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、用土等供給施設、農作物被害防止施設、生産技術高度化施設、種子種苗生産関連施設、有機物

正予算617億円が計上され、前年度に比べて大幅に増額されている⁷。なお、新基本計画の着実な実施のための事業（新基本計画実装・農業構造転換支援事業）については、基本的な国庫補助率が50%であるところ、地方自治体の判断で助成を上乘せした場合、国も同額を助成することにより、今般の予算で最大58.3%（地方自治体の補助率と合わせると3分の2）まで引き上げる措置が講じられた⁸。

エ 生産資材の確保・安定供給

我が国は、化学肥料や配合飼料といった農業生産資材の原料のほとんどを海外からの輸入に依存していることから、新基本計画では、農業生産において必要不可欠な生産資材について、輸入依存度の高い窒素、リン酸、カリウムといった肥料成分の国内資源（家畜排せつ物や下水汚泥資源など）の利用拡大や飼料作物の生産拡大を図るとともに、生産資材価格の著しい変動が農業経営に及ぼす影響を緩和するために必要な施策を講ずることとした。また、肥料原料、飼料穀物等の安定的な輸入の確保や、不測の事態に備えた備蓄の確保の必要性等を指摘した。そして、令和12年度までに肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を40%（令和3年度は25%）、飼料の自給率を28%（令和5年度は27%）まで拡大することなどをKPIとして設定した。

そこで今般の予算では、「肥料の国産化・安定供給」（8年度予算0.3億円、7年度補正予算70億円）で、国内肥料資源の利用拡大・広域流通に向けた堆肥等の高品質化等に必要施設の整備や主要な肥料原料の備蓄などを支援し、「飼料備蓄・増産流通合理化事業」（同18億円、154億円（所要額））で、飼料生産組織の人材確保・育成、国産濃厚飼料の生産・利用の推進、生産性の高い持続可能な飼料産地の形成に加えて、飼料穀物の備蓄や飼料輸送の効率化の実証等の取組を支援し、「飼料生産基盤に立脚した酪農・肉用牛産地支援」（8年度予算52億円）で、地域の酪農・肉用牛経営者等が連携して、飼料生産基盤及び国産生産資材を最大限に活用して良質な飼料の生産を最大化する取組等を支援することとした。

オ 合理的な価格の形成

改正基本法は、「食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品産業の事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない。」（第2条第5項）と定めている。令和7年6月には、食品等の持続的な供給を実現するため、食品産業の持続的な発展と合理的な費用を考慮した価格形成のための措置等を内容とする「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」（平成33年法律第59号）⁹（食料システム法）が制定された。

処理・利用施設、油糧作物処理加工施設、バイオディーゼル燃料製造供給施設、農業廃棄物処理施設が対象となる（「新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金交付等要綱（令8.1.7改正）」）。

⁷ 7年度当初予算は200億円であり、これと一体として編成された6年度補正予算は400億円であった。

⁸ 農林水産省『新基本計画実装・農業構造転換支援事業の補助率について』〈<https://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/attach/pdf/saihensinjigyuu-9.pdf>〉（最終アクセス令8.2.12）。

⁹ 「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」の改正により、法律の題名が変更された。

食料システム法では、農林漁業者と食品産業の事業者が合理的な費用を考慮した価格形成等を促すため、努力義務等の規制的措置を課すとともに、指定品目¹⁰について、コスト指標作成団体がコスト指標を作成することとなっており、令和8年4月施行の予定である。そこで今般の予算では、コスト構造や取引実態の調査、フードGメン¹¹活動の推進等に必要な金額を計上した（8年度予算2億円、7年度補正予算4億円）。

カ 物流革新に向けた取組の推進

農林水産物・食品の流通の9割以上はトラック輸送に依存している中、トラックドライバーの減少や時間外労働の上限規制による輸送力不足が懸念され、遠隔産地から大消費地への幹線物流の確保が困難になるおそれが指摘されている。また、荷待ち時間の長さ、手荷役作業の多さなどの課題を抱えており、効率化に向けた取組が必要とされる。新基本計画では、農産品等のサプライチェーン全体の物流効率化の促進に向け、物流の標準化、デジタル化・データ連携等の取組、産地における集出荷施設、農産品等の流通網の強化に必要な中継共同物流拠点や卸売市場の整備等を推進するとした。

そこで今般の予算では、「物流革新に向けた取組の推進」（8年度予算264億円の内数、7年度補正予算20億円）で、物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト（環境負荷の小さい鉄道・船舶等による貨物輸送への転換）等の取組や必要な設備等の導入、コールドチェーン¹²の確立等のための中継共同物流拠点の整備等の支援を行うこととした。また、「卸売市場緊急整備事業」（7年度補正予算78億円）で、老朽化が進んでいる卸売市場¹³の再編集約・合理化等の取組の支援を行うこととした。

キ 農林水産物・食品の輸出の促進

（ア）輸出産地の形成・供給体制の強化、海外需要の拡大に向けた取組の強化

新基本計画は、世界の食市場の拡大を我が国の農業・食品産業の収益力向上につなげ、生産基盤の維持・強化を図るために、需要拡大の取組と供給力向上の取組を車の両輪として一体的に実施し、農林水産物・食品の更なる輸出の拡大を目指すとして、令和12年までに輸出額を5兆円とする目標（令和2年3月策定の旧基本計画から継続）を掲げた。

そこで今般の予算では、輸出拡大の加速化に向け、「農林水産物・食品の輸出促進」に8年度予算140億円、7年度補正予算458億円を計上し、①戦略的なサプライチェーンの構築、大規模輸出産地の形成、HACCP¹⁴等の輸出先国等の規制・条件に対応した施設の整

¹⁰ 令和8年1月30日現在、米穀、野菜、豆腐、納豆、飲用牛乳（成分調整牛乳を除く）が指定されている。

¹¹ 食料システム法を適正に執行し、同法に基づく指導・助言等の措置の実効性を確保するための体制として、本省及び地方農政局等に令和7年10月に配置。食品等取引の実態の把握等のための調査を行うほか、疑義案件について、立入検査・報告徴求を行うとともに、指導・助言、勧告・公表、公正取引委員会への通知の措置を行う（農林水産省『フードGメンの発足について』〈https://www.maff.go.jp/chushi/syokusan/attach/pdf/syokuryou_system-1.pdf〉（最終アクセス令8.2.12））。

¹² 生産・輸送・消費の過程において、生鮮食料品を一貫して低温に保って流通させること。

¹³ 全国64の中央卸売市場の5割弱にあたる28市場は、40年以上移転・大規模整備を行っておらず、このうち、15市場は50年以上経過している（令和7年3月末現在）。また、全国909の地方卸売市場の約半数にあたる487市場は、40年以上移転・大規模整備を行っておらず、このうち、308市場は50年以上経過している（令和6年3月末現在）（農林水産省『食品流通をめぐる情勢』（令7.10））。

¹⁴ Hazard Analysis and Critical Control Point。食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去・低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法。国連食糧農業機関（F

備、輸出手続きの円滑化等を支援する「輸出産地の形成・供給体制の強化」と、②主要な輸出先国・地域における現地系商流の開拓、新規輸出先国の開拓・多角化、日本産食品の輸出拡大等を支援する「海外需要の拡大に向けた取組の強化」の2つを柱に施策を講じることとした。

(イ) 知的財産の保護・活用の強化

農林水産物・食品の付加価値向上のためには、品種や技術、食文化等、優れた知的財産の創出とその保護・活用が重要である。しかし、海外における食品関係の模倣品被害額は700億円超に上っており、品種やブランド、栽培技術やデータ、家畜遺伝資源等の管理の一層の徹底・強化が求められている。

そこで今般の予算では、「植物品種等海外流出防止・活用推進総合対策事業」（8年度予算2億円、7年度補正予算2億円の内数）で、海外での品種登録や国内外の育成者権¹⁵侵害対策、戦略的な海外ライセンス¹⁶の推進等を総合的に支援するとともに、品種保護のための品種識別技術の開発・高度化等に取り組むこととした。なお、品種管理を厳格化する観点から、育成者権の有効期間（現行は25年又は30年）を10年延長することなどを内容とする種苗法（平成10年法律第83号）の改正が政府内で検討されている¹⁷。

ク 食品産業（食品製造業、外食産業、食品関連流通業）の持続的な発展

食料需要の増加や気候変動等に起因する農産物生産の不安定化等により、国際的な原料調達競争が激化し、食品産業における調達リスクが増大している。新基本計画では、食品産業における国産原材料の利用拡大に向けて、地域の農林漁業者、食品事業者等の関係者が幅広く連携・協調するための場の構築を推進し、食品事業者と農林漁業者が連携して行う原材料の安定調達、これを契機とした新しいビジネスの展開により、食品の付加価値向上や新たな需要の開拓を促進する方針を打ち出した。また、世界的に投資が増加しているフードテック¹⁸について、日本発のフードテックビジネス創出の戦略策定による市場性を考慮したビジネス展開の推進等を強化することとした。

そこで今般の予算では、「地域の持続的な食料システム確立推進支援事業」（8年度予算0.9億円、7年度補正予算50億円）で、食品企業や農林漁業者等が参画するプラットフォームの活動強化、地域の多様な関係者が連携した新たなビジネスの創出、食品企業と産地との連携による国産原材料の安定調達等の取組を支援することとした。また、「フードテックへの投資促進」（同122億円の内数、168億円の内数）で、植物工場や陸上養殖施設の整備、フードテックを活用したビジネスモデルの実証・実装等を支援することとした。

AO)と世界保健機関(WHO)の合同機関である食品規格委員会が発表し、各国に採用を推奨している。
¹⁵ 新たに開発された品種の種苗、収穫物及び一定の加工品の独占的な利用を認める知的財産の一つ。育成者権者は品種登録を受けている品種(登録品種)及び当該登録品種と特性により明確に区別されない品種を業として利用する権利を専有する(種苗法第20条第1項)。

¹⁶ 育成者権者又は品種開発者が、知的財産権等に由来する権原に基づき、他者に対し、海外における品種等の知的財産の利用について許諾・許可すること。

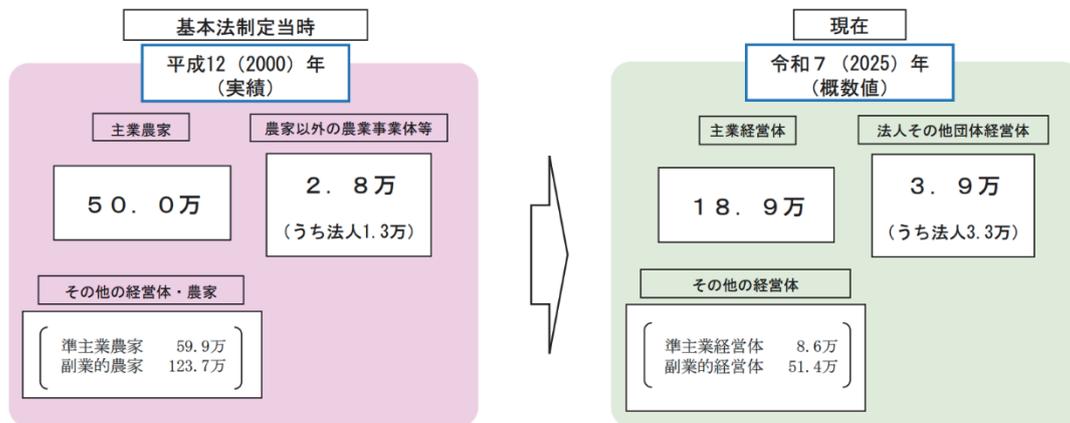
¹⁷ 『日本農業新聞』(令8.1.7)

¹⁸ 生産から加工、流通、消費等へとつながる食分野の新しい技術及びその技術を活用したビジネスモデル。

(2) 農業の持続的な発展

令和7年2月時点の農業経営体数は82.8万で、5年前の107.6万に比べ23.0%減少した¹⁹。土地利用型作物（米・麦・大豆等）については、2030年の経営体数は2020年比で半減すると試算されている²⁰。また、令和7年2月時点の個人経営体の基幹的農業従事者（自営農業を主な仕事としている世帯員）は102.1万人で、5年前の136.3万人に比べ25.1%減少した。さらに、平均年齢は67.6歳であり、65歳以上が71.0万人に上る一方、49歳以下は約13万人にとどまる²¹。こうした状況の中、令和7年現在の我が国の農地は424万haで、食料・農業・農村基本法制定時の平成12年時点と比較して1割以上減少し、荒廃農地への対応も課題となっている²²（図表2）。

図表2 食料・農業・農村基本法制定（平成12年）当時と現在の農業構造



	平成12（2000）年	令和7（2025）年
農地面積	483万ha	424万ha
農業総産出額（うち耕種）	9.1兆円（6.7兆円）	9.5兆円（5.7兆円）※令和5年実績
基幹的農業従事者（個人経営体）	240.0万人	102.1万人

主業経営体：農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体
 準主業経営体：農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体
 副業的経営体：調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体
 主業農家：農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家
 準主業農家：農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家
 副業的農家：調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農家
 自給的農家：経営耕地面積が30a未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家

資料：平成12年実績及び令和7年概数値は「農林業センサス」より作成。農地面積（平成12年は8月1日現在、令和7年は7月15日現在の値）は「耕地及び作付面積統計」、農業総産出額は「生産農業所得統計」より作成。

注1：一戸一法人（農家のうち農業経営を法人化しているもの）は、平成12年では主業農家等に含まれ、令和7年では法人その他団体経営体を含む。

注2：平成12年の基幹的農業従事者は、販売農家の値。（出所）農林水産省『農業経営をめぐる情勢について』（令8.1）（※一部加工）

新基本計画は、令和12年度までに1経営体当たりの生産量を令和5年比で1.8倍とすることや、49歳以下の担い手数を現在の水準で維持することを目標に掲げ、農業分野における生産年齢人口（15～64歳）のうち49歳以下のシェア（令和6年54.3%）を全産業並（同

¹⁹ 農林水産省『2025年農林業センサス結果の概要（概数値）（令和7年2月1日現在）』（令7.11.28）。なお、農林業センサスは5年ごとに実施される。

²⁰ 新基本計画134～135頁「（参考1）主な耕種農業に関する農業構造の見通し」

²¹ 農林水産省『2025年農林業センサス結果の概要（概数値）（令和7年2月1日現在）』（令7.11.28）

²² 令和7年における耕地面積の対前年減少分40,900haのうち荒廃農地は14,000haに上る（農林水産省「作物統計調査 令和7年耕地面積（7月15日現在）」（令7.10.28）。

64.0%)に引き上げること等をKPIとして設定した。

ア 地域計画を核とした施策の構築

(ア) 地域計画の実現に向けた支援等

市町村は、地域における関係者の話し合いを踏まえ、地域農業の将来像や10年後の農地利用を明確化した「地域計画」を令和7年3月末までに策定することが義務付けられていた²³。しかし、これまで策定された地域計画(策定地区数18,894)の約半数は現在の農地利用の状況を把握しただけにとどまり、また、約3割の農地において将来の受け手が位置付けられていなかった(令和7年4月末時点)²⁴。

そこで今般の予算では、8年度予算527億円、7年度補正予算936億円を計上し、目標地図²⁵に沿った農地の集約化、受け手不在農地解消のための外部からの担い手の誘致、地域計画に位置付けられた農業を担う者の経営に必要な機械の導入、地域計画に沿った産地の収益力強化に必要な基幹施設の整備等を支援することとした。

なお、農業経営改善のための長期で低利な制度資金である農業近代化資金に関し、融資上限額の引上げ等のため、農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)の改正が政府内で検討されている²⁶。

(イ) 農業人材の育成・確保

新基本計画では、将来の担い手の育成・確保を推進し、販売金額に占める主業経営体等のシェア拡大や、農業者の世代間のバランスの確保などを図ることで、持続可能な農業構造にしていくことが重要であるとして、規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、農業で生計を立てる担い手の育成・確保を進めることとした。

そこで今般の予算では、「新規就農者育成総合対策」に8年度予算104億円、7年度補正予算54億円を計上し、就農準備資金・経営開始資金の交付額の引上げ(8年度予算から年間150万円→165万円)、経営発展のための機械・施設等の導入、新規就農者の誘致に向けた研修農場の整備、農業教育の高度化に向けた農業高校・農業大学の施設整備や機械・設備の導入等を支援することとした。また、「雇用就農の総合的な推進」「外国人材受入総合支援事業」(8年度予算31億円、7年度補正予算13億円の内数)で、雇用就農促進のための資金交付や、トライアル雇用の実施等による労働力確保、就労条件改善、労災保険²⁷の加入促進等の労働環境整備への支援のほか、外国人材の確保と適正かつ円滑な受入れに向けて、技能試験の作成・実施、働きやすい環境の整備や人材育成のための研修実施等への支援を行うこととした。

イ スマート農業の実用化等の推進

スマート農業とは、ロボット、AI(人工知能)、IoT(モノのインターネット)等の情報通信技術を活用した農業を指し、自動運転・遠隔操作による農作業、データに基

²³ 「農業経営基盤強化促進法」(昭和55年法律第65号)第19条第1項(令和5年改正で規定)。

²⁴ 農林水産省『地域計画のブラッシュアップに向けて』(令7.10)

²⁵ 地域計画の策定に当たり作成する農地利用の将来図であり、10年後の農地の担い手を図示したもの。

²⁶ 『日本農業新聞』(令7.12.23)

²⁷ 農林水産業分野における常時雇用4人以下の個人経営体の労働者に係る労災保険加入を義務化する労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の改正が政府内で検討されている(『日本農業新聞』(令7.12.19))。

づく生育環境の把握や制御、データの分析を通じた経営・生産の最適化など、内容は多岐にわたる。農業者の減少下において生産性の高い食料供給体制を確立するためには、農作業の効率化等に資するスマート農業技術の活用を通じて生産方式の転換を進めることが重要である。政府は、「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律（令和6年法律第63号）」（スマート農業技術活用促進法）により、スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入（生産方式革新事業）とスマート農業技術等の開発及びその成果の普及（開発供給事業）に金融・税制等の支援措置を講じるなどし、新基本計画では、令和12年度までにスマート農業技術を活用した面積の割合を50%（令和6年は約20%（参考値））とすることなどをKPIとして掲げた。

そこで今般の予算では、「スマート農業技術活用促進集中支援プログラム」（8年度予算185億円、7年度補正予算529億円）で、スマート農業技術活用促進法に基づく生産方式革新事業と開発供給事業の取組に対して集中的に支援を行うこととした。また、「スマート農業技術の開発・供給、革新的新品種の開発、スタートアップへの総合的支援」（同3億円、7年度補正予算187億円）で、スマート農業技術の開発・改良や普及に向けた環境整備、スタートアップや中小企業による研究開発・大規模技術実証等への支援、農研機構²⁸の機能強化、多収性品種・高温耐性品種²⁹の開発等を行うこととした。

ウ 農業生産基盤の整備・保全

農業生産基盤の整備・管理を担う土地改良事業について、政府は、令和7年11月、令和7～11年度の5年間の計画期間とする新たな「土地改良長期計画」を策定し、「生産性向上等に向けた生産基盤の強化」、「農業用水の安定供給及び良好な排水条件の確保」、「増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靱化」、「農村の価値や魅力の創出」の4つの政策課題に取り組むこととした。そして、新基本計画で示されたKPIを踏まえ、令和11年度までに「大区画化等の基盤整備実施地区における担い手の米生産コストの労働費を現状比で6割以上削減する」「農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合を10割とする」などの目標を掲げた。

今般の予算では、「農業農村整備事業」に8年度予算3,365億円、7年度補正予算2,165億円を計上し、農地の大区画化³⁰、水田の汎用化・畑地化、農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保全管理、ため池の防災・減災対策、農道の整備等を推進することとした。加えて、新たに措置された「大区画化等加速化支援事業」（8年度予算5億円、7年度補正予算25億円）により、法人等の農業者が自ら行う畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の簡易な基盤整備を支援することとし、このほか、農地の区画拡大や排水改良等を支援する「農地耕作条件改善事業」（同203億

²⁸ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構。我が国の農業と食品産業の発展のため、基礎から応用まで幅広い分野で研究開発を行う。

²⁹ 新基本計画は、生産性の抜本的な向上を推進するため、多収化や高温耐性などに資する品種を育成し、令和12年度までに35品種純増させることを目標に掲げている。

³⁰ 土地改良長期計画では、生産コストの低減に向け、平坦地においては1ha以上の区画を基本とする農地の大区画化を推進することとした。

円、100億円)、農業水利施設のきめ細やかな長寿命化対策等を支援する「農業水路等長寿命化・防災減災事業」(同272億円、147億円)が措置された。

(3) 農村の振興等

ア 鳥獣被害防止対策

野生鳥獣による農林水産被害額(令和6年度)は188億円(前年度比24億円増)で、シカ・イノシシ・サルによる被害が約7割を占めており、最近はクマによる被害も目立っている³¹。鳥獣被害は、営農意欲の減退や耕作放棄・離農の増加など、被害額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしている。新基本計画は、野生鳥獣による農作物被害額の総産出額に対する割合を令和12年度までに0.24%(被害額140億円)とすることを目標とした(令和5年度は0.28%)。

そこで今般の予算では、「鳥獣被害防止対策とジビエ利用の推進」に8年度予算100億円、7年度補正予算70億円を計上し、農地周辺での加害性の高い個体の重点的な捕獲や侵入防止柵の管理負担軽減などのスマート鳥獣害対策の推進、クマ・シカ・イノシシの捕獲対策の強化、高度な鳥獣被害対策人材の育成・確保を支援するほか、森林における効果的・効率的なシカ捕獲の取組を推進することとした。あわせて、捕獲鳥獣を有効活用し、更なるジビエ利用を拡大するため、処理加工施設の整備や情報発信の強化といった需要拡大の取組に対して支援を行うこととした。

イ 環境と調和のとれた食料システムの確立

我が国の食料・農林水産業は、大規模自然災害・地球温暖化等に直面し、食料システム³²の持続性の確保が喫緊の課題となっている。政府は、「みどりの食料システム戦略」(令和3年策定)において、2050年を目標年次とした長期的なKPI³³を設定し、スマート農林水産業の推進・気候変動への適応、J-クレジット³⁴の活用推進、環境負荷低減の取組の「見える化」など様々な施策を展開している。令和4年には「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号)」(みどりの食料システム法)が制定され、環境負荷低減に取り組む生産者や新技術の提供等を行う事業者に対し支援措置を行うことで、農林漁業及び食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済の発展等を図っている。さらに、農林水産省の全事業で環境負荷低減の取組の実施を要件化する「クロスコンプライアンス」を令和9年度に本格実施する予定としている。

そこで今般の予算では、「みどりの食料システム戦略推進総合対策」(8年度予算6億円、7年度補正予算40億円)で、食料の調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの

³¹ 農林水産省『野生鳥獣による農作物被害金額の推移』(令8.1)

³² 農林水産物及び食品の生産から消費に至る各段階の関係者が有機的に連携することにより、全体として機能を発揮する一連の活動の総体を指す。

³³ 2050年までに、農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現、化学農薬使用量(リスク換算)の50%低減、輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量の30%低減などを目指すとしている。

³⁴ 省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や、適切な森林管理によるCO₂の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。「クレジット」は売買が可能であり、売却益以外にPR効果やネットワーク構築といったメリットが期待できる。

環境負荷低減等の取組やそれらを広げるための環境づくりを推進し、また、「強い農業づくり総合支援交付金」、「農地利用効率化等支援事業」、「産地生産基盤パワーアップ事業」（同131億円の内数、80億円の内数）で、みどりの食料システム戦略の推進に必要な施設の整備、農業用機械の導入等を支援することとした。

ウ 多面的機能の発揮（日本型直接支払）

農村の人口減少や高齢化の進行等により、地域の共同活動³⁵等が困難となり、国民生活と国民経済の安定に重要な役割を果たしている多面的機能（国土保全、水源涵養、景観形成等）の発揮に支障が生じつつある。

そこで今般の予算では、農業の有する多面的機能の維持・発揮のための共同活動を支援する「多面的機能支払」に8年度予算500億円、中山間地域³⁶等における農業生産条件の不利を補正する「中山間地域等直接支払」に同285億円、化学農薬・化学肥料を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援する「環境保全型農業直接支払」に同28億円を計上した。

なお、新基本計画では、「中山間地域等直接支払」について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大すること、「多面的機能支払」について、活動組織の体制を強化することが方向付けられている。また、「環境保全型農業直接支払」については、令和9年度を目標に創設する新たな「環境直接支払交付金」において、みどりの食料システム法認定農業者による先進的な環境負荷低減の取組への支援を検討することとしている。

3. 林野関係予算

令和8年度林野関係予算は3,112億円で前年度比44億円増となった（令和7年度林野関係補正予算は1,419億円）。今般の予算では、川上から川下までの森林・林業・木材産業政策を総合的に推進する「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策」（8年度予算154億円、7年度補正予算506億円）で、森林の集積・集約化、木材等の付加価値向上・需要拡大、森林・林業の担い手の育成、スマート林業・DXの推進、森林・山村地域の活性化等を行うこととした。また、「森林整備事業」（同1,271億円、523億円）では、林野火災対策、クマ・シカ等対策、森林の集積・集約化に向けた間伐・主伐後の再造林、幹線となる林道の開設・改良、花粉発生源対策としてのスギ人工林の伐採・植替え等を推進することとした。

4. 水産関係予算

令和8年度水産関係予算は1,876億円で前年度比17億円増となった（令和7年度水産関係補正予算は1,398億円）³⁷。今般の予算では、「水産資源調査・評価推進事業等」（8年度予算78億円、7年度補正予算11億円）で、不漁等を含む資源変動要因の解明、資源評価の高度化等を推進し、「IUU（違法・無報告・無規制）漁業を阻止するための取組の強化等」

³⁵ 水路・農道・ため池の補修、農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持などを指す。

³⁶ 農業地域類型区分のうち中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域を指す。全国の耕地面積の約4割、総農家数の約4割、農業産出額の約4割を占めており、洪水防止機能、土砂崩壊防止機能といった多面的機能が適切に発揮されている中山間地域は、国民の大切な財産となっている。

³⁷ 予算の総額にはデジタル庁計上分及び農山漁村地域整備交付金（水産庁分）が含まれている。

(同157億円の内数、78億円の内数)で、外国漁船の違法操業に対する万全な漁業取締り等を実施し、「漁業経営安定対策」(同289億円、415億円)で、計画的に資源管理等に取り組む漁業者の減収を補填する漁業収入安定対策を講じ、燃油や配合飼料の価格上昇に対するコスト対策や金融対策を組み合わせて、総合的な経営安定対策を実施することとした。また、「水産基盤整備事業」(同738億円、339億円)で、拠点漁港等の流通機能強化、養殖拠点整備、海洋環境の変化に対応した漁場整備、藻場・干潟の保全・造成、漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化や長寿命化対策、漁港利用促進のための環境整備等を行うこととした。

5. おわりに

鈴木農林水産大臣は、令和8年1月の年頭所感において、水田政策について、「令和9年度に向けて、根本的な見直しを行います。水田を対象として支援してきた現行の水田活用の直接支払交付金を、水田・畑に関わらず、作物ごとの生産性向上等への支援へと転換するといった基本的な方向性の下で、詳細を本年6月までに取りまとめます。」と述べた。この方針は新基本計画においても明記されている。現在、令和6年に顕在化した米不足・米価高騰問題を踏まえた米政策の在り方が問われている。さらに、農業支援の在り方についても収入保険的な支援や農地面積に応じた支援等の様々な意見がある。このように農林水産政策は重要な局面を迎えつつある。

水田政策について、財政制度等審議会の建議等においては、これまで次のような指摘が行われてきた³⁸。

- ・畦畔や用排水路がない場合や、水田の上に撤去が困難な園芸施設が設置されている場合など、すでに水田機能が失われているにもかかわらず、水活交付金を受け取っている事例が予算執行調査等を通じて確認された。
- ・経営規模が大きくなるにつれて、単位面積当たりの農業粗収益が低減する一方で、農業粗収益に占める補助金の割合が大きくなっている。すなわち、大規模経営体の方が、水活交付金等を多く受け、収益性が低い転作作物を多く作る傾向が見られる。
- ・飼料用米については、高い交付金単価が設定され、平成27年(2015年)以降、飼料用米への転作が急速に拡大し、多額の財政負担につながっている。財政負担の観点から大きな問題がある上に、飼料政策の観点からも、一律に高い単価で支援する必要はなく、見直すべきである。
- ・水活交付金は、作付けを行うことで交付金が支給される仕組みであるため、基本的に生産性を高めるインセンティブが存在しない。小麦や大豆について、生産性向上の意欲に乏しく、極めて単収の低い者に対しても交付金が配られている状況が予算執行調査において確認された。

そして、令和8年度予算の編成等に関する建議では、次のように記した。

- ・水活交付金の見直しに際しては、適地適作・収益力向上の考え方の下で、国の補助金に依存するのではなく、自立した農業経営の確立に向けて、土地利用型農業全体の構造を変えていくことが重要である。そのため、農業従事者が減少していくことを正面から見据え、広く薄い財政支援を行うのではなく、将来の地域農業を担う経営体の前向きな取組に対して支援を重点化していく方向で検討する必要がある。

新たな水田政策や方針の策定に当たっては、こうした指摘に十分留意しつつ、現場を担う農業者等の声を真摯に受け止め、国民の理解を得た上で行われることが重要であり、かつ、持続可能な農業政策であるためには十分な予算が確保されていく必要がある。

(ひび のりお)

³⁸ 財政制度等審議会『令和8年度予算の編成等に関する建議』(令7.12.2)